

- バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて（平成 20 年 3 月 25 日付け国道利第 26 号）

最終改正：平成 26 年 4 月 10 日国道利第 2 号

「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 25 日付け国道利第 22 号。以下「22号通達」という。）別紙の 2（3）に基づき、バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いを別紙 1 及び 2 のとおり定めたので、下記の事項に留意の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。

記

- 1 本通知については、バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る従前の取扱いに変更を加える趣旨ではなく、22号通達の発出に伴う表現上の整合性の観点からの形式的な修正を加えるものである。
- 2 本通知は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行の日前の許可に係る占用については、なお従前の例によることができる。
なお、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」（平成 19 年 8 月 13 日付け国道利第 9 号）は、平成 20 年 4 月 1 日付けで廃止する。

バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて

1 広告料の充当対象

広告料の充当対象は、バス利用者たる市民の日常生活における利便性の向上、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の観点から、道路管理者が管理するバス停留所に設置される上屋（以下「道路附属物上屋」という。）、ベンチの整備又は維持管理若しくはバス事業者（地域においてバス事業者に代わり上屋の整備等を行うこととされている団体がある場合には、当該団体を含む。以下同じ。）が道路管理者から占用許可を得て行う次に掲げる工作物又は物件の整備又は維持管理とする。

- ① バス停留所に設置される上屋（以下単に「占用物件上屋」という。）
- ② ①に付随して設けられるバス利用者向けのロケーションシステム、ベンチなどバス利用者の利便に著しく寄与する工作物又は物件（以下「ロケーションシステム等」という。）

2 広告物の形態

対象とする広告物は、道路附属物上屋又は占用物件上屋（以下単に「上屋」という。）に添加される広告板（以下「添加広告板」という。）とする。

3 広告物の占用主体

添加広告板については、添加広告板を用いて広告事業を行おうとする者（以下「広告事業者」という。）が、新規の占用許可申請を行う。この場合の広告事業者には、バス事業者が自ら添加広告板を用いて広告事業を行う場合における当該バス事業者も含まれる。なお、上屋に設置される壁面のうち、その全面又は大部分が広告板として使用される構造であるものについても、その広告板としての効用にかんがみ、これを添加広告板として取り扱うものとする。

4 添加広告板の設置場所、構造等

原則として、添加広告板の設置場所、構造等については、次の各号に掲げるところによるものとする。ただし、6（1）の連絡協議会において、道路の構造、交通、景観その他の地域の状況に応じて、これと異なる基準を設けることとした場合には、この限りでない。

- (1) 添加広告板の設置場所は、上屋の壁面（添加広告板が壁面の効用を兼ねる場合は、壁面に相当する位置を含む。以下4において同じ。）のうち、車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外とすること。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合はこの限りでない。
- (2) 添加広告板を設置した後の歩道等の有効幅員を確保できない等により、(1)によることが適当でない場合には、開口部と添加広告板との間の壁面を透明にするなどして安全を確保するとともに、(3)による安全策が十分に講じられると

きには、車道から上屋に正対して正面の車道側の壁面について、添加広告板の設置を認めることができる。

- (3) 添加広告板により生ずる死角からの車道への飛び出し事故や自転車等とバス乗降客との出合い頭の接触事故を防止するための安全策が十分に講じられるものであること。

特に、添加広告板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保しておくこと。ただし、防護柵の設置その他の手段により安全策が十分に講じられる場合には、この限りでない。

- (4) 添加広告板を用いて掲示される広告物は、明らかに運転者に対し訴求するものではないこと。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合はこの限りでない。
- (5) 添加広告板の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内のものであること。
- (6) 添加広告板の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えらるおそれのないものであること。
- (7) 上屋と添加広告板とは一体的な構造とすること。ただし、既設の上屋に添加広告板を設置する場合において、一体的な構造とすることが技術的に困難であるときは、倒壊、落下、はく離等のおそれなく、かつ添加広告板に実質的に上屋の壁面としての機能が認められる構造である場合には、この限りでない。
- (8) 添加広告板の構造又は機能は、歩行者等が注視すること著しく路上に滞留し又は車両の運転者が注視することでのその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通の支障を生じさせるおそれのないものであること。
なお、周囲の環境との調和を著しく損なうおそれがない場合には、照明式とすることができる。
- (9) 添加広告板の構造は、広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。
- (10) 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1面につき2㎡以内であること。なお、添加広告板の枠部分等への広告事業者等の名称、企業ロゴ等の表示については、破損時における通報先等当該添加広告板等の管理上やむを得ないもの並びに広告料収入が上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されている旨表示するものを除き、当該文字等の部分を表示面積に含めるものとする。
- (11) 広告物の掲示面は、表裏2面に表示する場合を含めて、全体で2面以内であること。ただし、3面以上の掲示面を設けても、車両または歩行者の通行の状況等により、当該広告物が、運転者に対し訴求するものとならないことが明らかであると認められる場合には、この限りでない。

5 占用の許可の条件

添加広告板の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附すこととする。

- (1) 上屋及び添加広告板の設置、維持管理及び運用等に係る当事者間の契約のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは事故時における連絡通報関係の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。
- (2) 添加広告板を用いて掲示する広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。
 - (ア) 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
 - (イ) 広告物は、反射材料式でないこと。
 - (ウ) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
 - (エ) 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること。

6 上屋等整備・管理計画の提出について

- (1) 地域において既設の上屋を含む相当数の上屋に添加広告板が設置されることが見込まれるなど、許可手続きを円滑に行うために必要と認められる場合には、添加広告板を設置しようとする上屋の設置場所及び添加広告板の設置場所、構造並びに広告料収入の充当先（広告料収入をその整備又は維持管理に必要な費用に充当しようとする物件の種別、設置場所、構造、設置時期等）等を定めた全体的な計画（以下「上屋等整備・管理計画」という。）をバス事業者又は広告事業者から提出させるとともに、関係する道路管理者、警察署長、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観行政団体の景観担当部署等による連絡協議会を開催し、バス事業者又は広告事業者から説明を求めるとして、当該計画に関する各機関の調整を図ること。
- (2) 当該計画を変更しようとする場合の手続きは、(1)の手続に準じて取扱うこととする。ただし、連絡協議会において当該計画の変更時の取扱いを定めている場合にはこの限りでない。
- (3) 上屋等整備・管理計画を提出している場合には、バス事業者及び広告事業者は、当該計画に沿って占用許可申請を行うものとする。

7 運用上の留意事項

- (1) 道路附属物上屋に添加広告板を設置する場合の留意事項
 - (ア) 添加広告板を設置することを主たる目的として道路附属物上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではないこと。
 - (イ) 添加広告板を用いた広告事業により広告事業者が得た収入が、道路附属物上屋、ベンチの整備又は維持管理に要する費用に充当されること。なお、道路管理者以外の者が行う道路附属物上屋、ベンチの整備又は維持管理に当たっては、道路法第24条に規定する手続きが必要となる場合があること。
 - (ウ) 道路附属物上屋の整備又は維持管理及び添加広告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じた時は、道路附属物上屋を設置する事業者及び添加広告板の設置又は管理を行う事業者が、その支障の原因関係に於いて道路管理者に責任を負うこと。また、この場合における事業者と道路管理者と

の間の連絡通報関係及び事業者における責任の所在が明確であること。

- (エ) 道路管理者が道路附属物上屋の移設、撤去等を行う場合には、当該上屋に設置される添加広告板の所有権を有する広告事業者においても、添加広告板の移設、撤去等を含めてこれに依じる用意があること。

- (オ) 道路管理者は、道路附属物上屋に添加広告板の設置を認めようとする場合には、事前に時間的余裕を持って、当該地域を管轄する警察署長に対し、バス路線全体における添加広告板の広告事業者、表示内容、設置箇所等を記載した詳細な添加広告板の設置計画について協議を行うこと(広告物のみを道路附属物上屋に添加する場合を含む。)

なお、当該協議において、警察署長から交通安全上の意見があったときには、道路附属物上屋の改善、占用許可の条件を附すなど、必要な措置を行うこと。

(2) 占用物件上屋に添加広告板を設置する場合の留意事項

- (ア) 添加広告板を設置することを主たる目的として占用物件上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、添加広告板の設置とあわせて占用物件上屋の占用がなされる場合には、当該上屋の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。

- (イ) 添加広告板の占用許可の申請に際しては、添加広告板を設置する上屋の管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を徴すること。ただし、占用物件上屋の占用許可に際し、既に管理規定等を徴している場合にあってはこの限りでない。

- (ウ) 占用物件上屋の占用主体と添加広告板の占用主体とが異なる場合には、次の各号に掲げる事項について確認すること。

- ① 占用物件上屋を使用する権利は、当該上屋の設置時における費用負担関係を問わず、バス事業者が有すること。

- ② 添加広告板を用いた広告事業により広告事業者が得る収入が、占用物件上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されること。

- ③ 占用物件上屋及び添加広告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じたときは、それぞれの占用者であるバス事業者又は広告事業者が、その支障の原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また、この場合における各事業者と道路管理者との間及び両事業者の相互間の連絡通報関係並びに各事業者における責任の所在が明確であること。

- ④ 道路管理者が占用物件上屋の占用主体たるバス事業者に対し、監督処分等により上屋の移設、撤去等を命ずる場合には、当該上屋及びこれに設置される添加広告板の所有権を有する広告事業者においても、添加広告板の移設、撤去等を含めてこれに依じる用意があること。

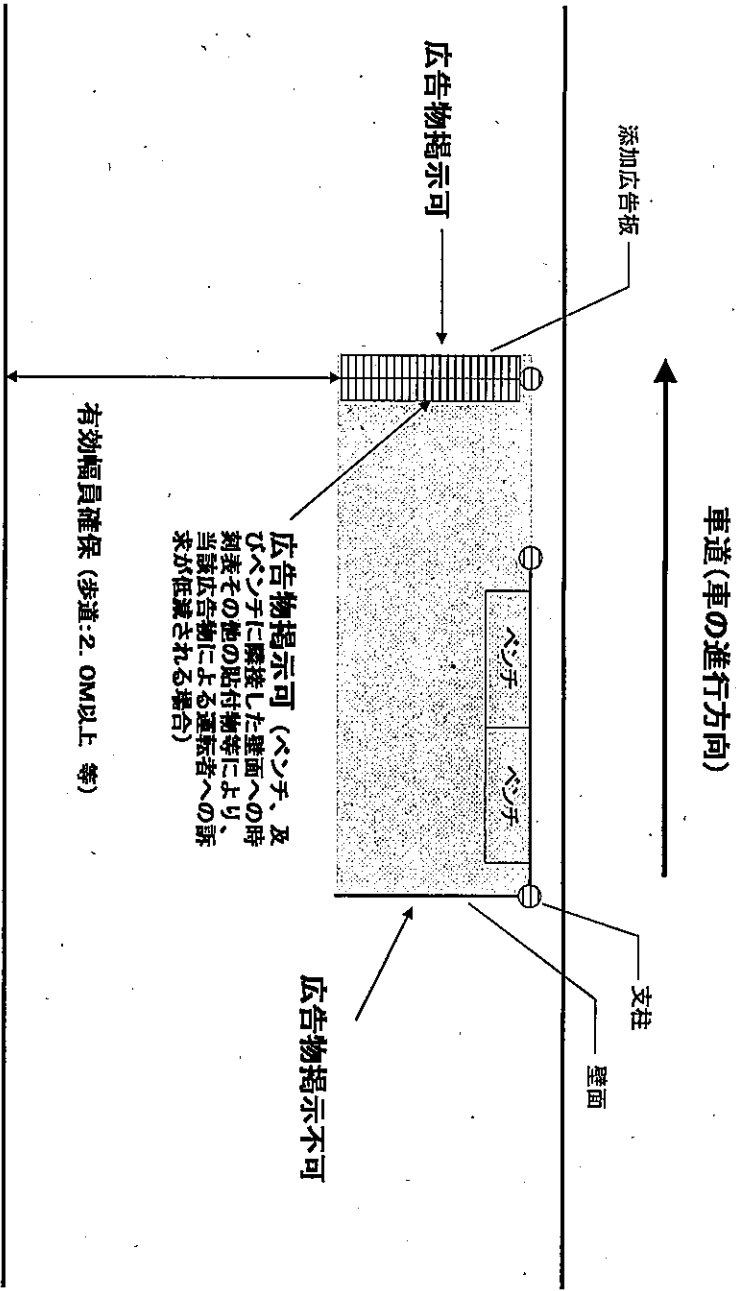
- ⑤ 占用物件上屋の占用を廃止するときは、当該上屋に設置されている添加広告板も占用を廃止すること。

⑥ 添加広告板の占用を廃止する場合における、占用物件上屋の存置の可否及び権利関係について、バス事業者と広告事業者との協議等により妥当な取扱いが定められること。

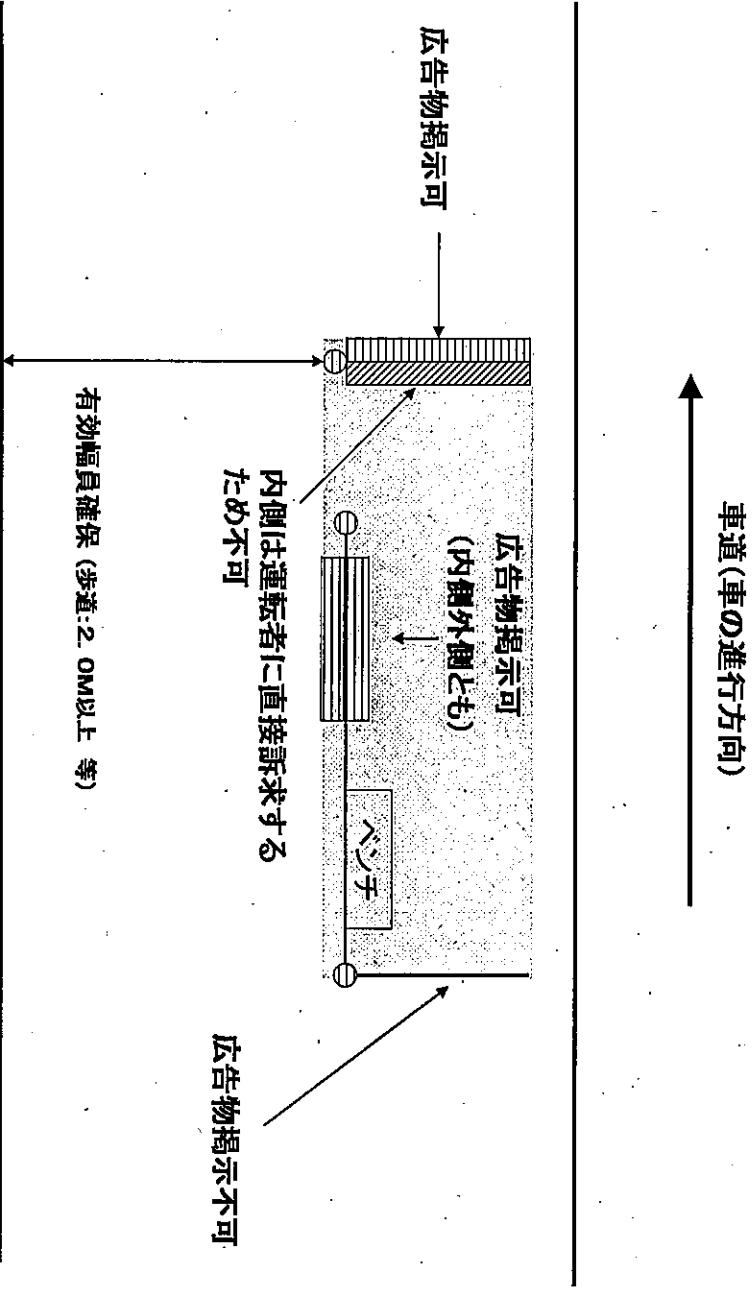
8 その他

- (1) 添加広告板の具体的な設置形態及び広告物の表示方向等については、別紙2を参考とすること。
- (2) 本取扱の実施状況を把握するため、6(1)の連絡協議会において、本通知と異なる基準を設けることとした場合には、当分の間、本省道路局路政課へ通知願いたい。
- (3) 添加広告板の占用料は、広告事業者から徴収するが、その取扱いに当たり、一の添加広告板の表裏2面に広告物を表示しているものの占用料については、「占用料徴収事務の取扱いについて」(平成8年1月26日建設省道政発第3号、第3号の2、第3号の3)記1(6)を適用する。

設置例 1

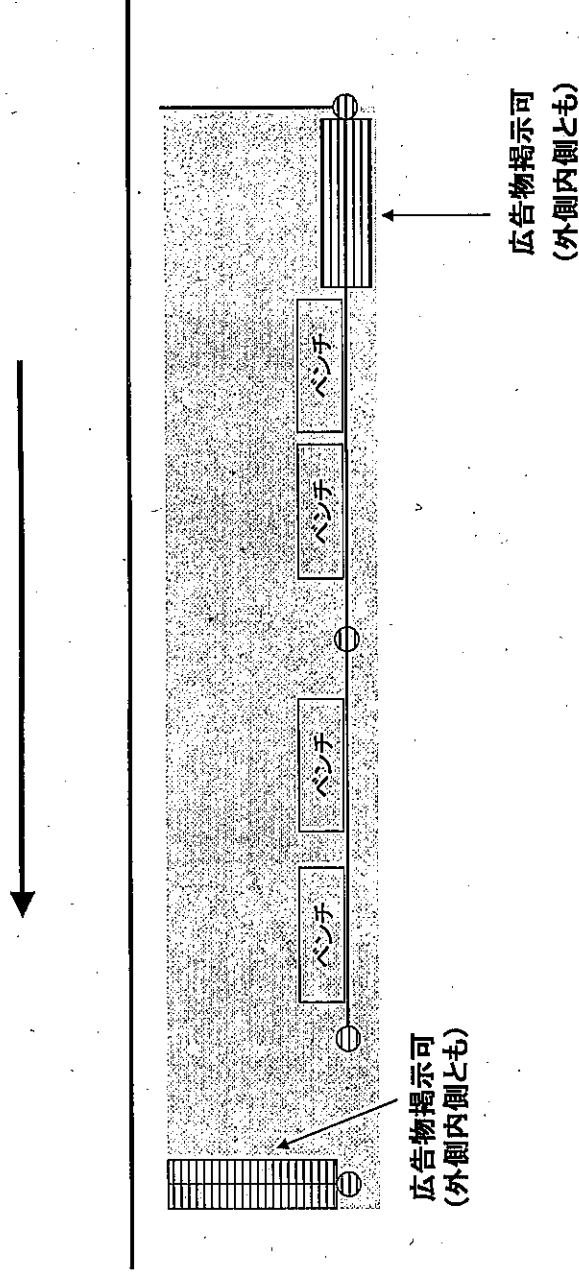


設置例 2



設置例3(バスターミナルの場合)

車道(バスの進行方向)



設置例4(有効幅員が確保できない場合の特例)

車道(車の進行方向)

